

## 生活保護の申請等に関する請願

### 【請願要旨】

昨年9月に、千葉県営住宅（銚子）において、母子家庭の母親が中2の娘と無理心中を図った事件がありました。家賃が払えず生活保護の相談にも行っていましたが、住宅を追い出されるその日に娘を殺してしまった母親の悲惨な気持ちは想像に絶するものがあります。二度とこのような事件を起こさないために、生活保護を利用することが恥であるかのように思わせられたり、利用者に対するバッシングや申請を躊躇してしまうようなことがないように願うものです。

生活保護の利用の仕方…申請の意思表示が必要であることを知らないで、生活相談だけで終わってしまう人が多数おり、日本は「捕捉率」が異常に低いのが実態です（5人に1人以下）。このために、窓口申請書を配備し、生活保護を利用するには、申請が必要なこと、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを広く知らせることが大切なことと思います。

保護申請を躊躇する大きな原因の一つに親戚への扶養紹介の通知が出されることです。「親戚中の恥になるようなことはやめてくれ」といわれ、申請をやめている人が少なくありません。

扶養紹介（通知）について、（新）生活保護施行規則では、「費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合」に限り、「行うものとする」としており、すべての親・子・兄弟に扶養紹介を出してよいとは書かれていません。それにもかかわらず、すべての親・子・兄弟に扶養紹介の通知を出すことは施行規則違反となるもので、やめるべきです。

「無料低額宿泊所」＝貧困ビジネスが、生活保護利用者を劣悪な衣食住環境に追い込んでおり、各地で問題を起こしています。市は東京都と連携して改善を図るべきです。

ぜひ以上の改善を図って頂き、悲惨な事件を起こさせないことを心から願うものです。

### 【請願項目】

1. 生活保護の申請が必要な人が申請しやすいように、申請用紙を窓口配備すること。
2. 申請者が生活保護の申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を誠意を持って行うこと。
3. 扶養義務者に対する通知は、費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合に限り行うこと。蓋然性の低い人への通知は行わないこと。
4. 「無料低額宿泊所」の実態を町田市としても調査し（食住及び料金が適正か、平均入居期間・最大入居期間など）公表すること。入居期間は原則3か月以内とすること。